

令和元年 11 月 14 日
第 21 回教育委員会定例会
教育部 教育支援課 資料

立川市 第3次特別支援教育実施計画

～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

素案の案



令和2年●月
立川市教育委員会

はじめに

本市は、第4次長期総合計画において「にぎわいとやすらぎの交流都市」を将来像として掲げ、その具現化に向けて5つの分野それぞれに展開する政策の取組方針を示しています。

子ども・学び・文化の分野においては、「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」の実現に向け、子育てや教育、人づくりに関わる地域のさまざまな活動をつなげ、将来の立川を担う子どもたちのために途切れない子育て・子育ての支援や教育を行っております。

また、立川市教育委員会では、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念のもと、学校教育の充実をネットワーク型の学校経営システムにより学力・体力の向上、特別支援教育の推進を図り、次代を担う「立川市民」の育成に向け積極的に取り組

未定

特に特別支援教育の推進においては、「障害のある子どもが地域でよりよく生活していくことができるよう交流及び共同学習をさらに進め、保護者や市民等へ特別支援教育への理解・啓発を図ること」や、「小学校への円滑な就学のために、幼児期からの早期連携と支援を推進し、小・中学校間の円滑な引継ぎを実施すること」、「児童・生徒一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実について検討すること」、「教員の指導力向上のため、特別支援学校等と連携し研修内容等を充実させること」等に重点を置いております。

また、新学習指導要領に基づき、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した一貫した教育の充実についても、重要な取組として位置づけております。

この様な中、特別支援教育の取組をさらに推進するために、平成29(2017)～31(2019)年度の3年間を計画期間とする「立川市第2次特別支援教育実施計画」の取組を検証し、次期の計画として令和2(2020)～令和6(2024)年度を計画期間とする「立川市第3次特別支援教育実施計画」を策定いたしました。

今後も、本市の特別支援教育の充実を図り、児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長するため、個に応じた教育支援の具現化に向け、取組を進めてまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年●月

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の所管範囲	5
5 国及び東京都の動向	6

第2章 立川市特別支援教育実施計画の成果と課題

1 基本施策1 早期連携・早期支援の充実	10
2 基本施策2 学校における指導体制・指導内容の充実	11
3 基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援	12
4 基本施策4 関係機関との連携	13
5 基本施策5 特別支援教育の理解啓発	14

第3章 立川市における特別支援教育の現状及び課題

1 市全体の状況	16
2 学校における取組等の状況	21
3 特別支援教育を推進するうえで追記すべき課題	25

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

1 計画の骨子	26
2 計画における施策と具体的な取組	28
基本施策1 早期連携・早期支援の充実	28
基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実	31
基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援	33
基本施策4 関係機関との連携	36
基本施策5 特別支援教育の理解啓発	39

資料

1 用語解説	●
2 立川市立小学校・中学校 配置図	●
3 立川市特別支援学級等設置状況一覧	●
4 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱	●
5 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿	●
6 立川市第3次特別支援教育実施計画策定検討委員会検討経過	●

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、市教育委員会が実施してきた特別支援教育にかかわる事業と小・中学校の状況、国や東京都の動向等を踏まえ、平成26(2014)年に「特別支援教育実施計画」を、平成29(2017)年に「第2次特別支援教育実施計画」を策定し、これらに基づいて特別支援教育の推進に取り組んできました。

また、平成27(2015)年には、同年を初年度とする「立川市第4次長期総合計画（前期基本計画）」の策定に伴い、子どもと子育てに関する総合計画である「第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や、学校教育に関する「第2次学校教育振興基本計画」、障害者施策に関する「第5次障害者計画」などを策定し、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

この間、国では、国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法整備の一環として、平成25(2013)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するとともに、平成28(2016)年4月の施行に合わせ、さまざまな周知活動や制度の制定が行われてきました。

東京都においても、障害のある児童・生徒数は今後も増加していくとの推計に基づき、相応の期間をかけた適切な対応が必要であるとの見込みから、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」（平成29(2017)年2月東京都教育委員会）の計画期間が、令和8(2027)年度までの10年間になりました。また、平成28(2016)年2月には、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるため、「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、多様な教育体制の整備や指導内容・方法の充実、推進体制の充実に取り組んでいます。

さらに本市では、平成30(2018)年に「立川市障害のある人もない人も共に暮らすまちをつくる条例」が施行され、障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、理解して共に暮らす共生社会の実現に向け、行政と市民、民間が協力して取組を進めています。

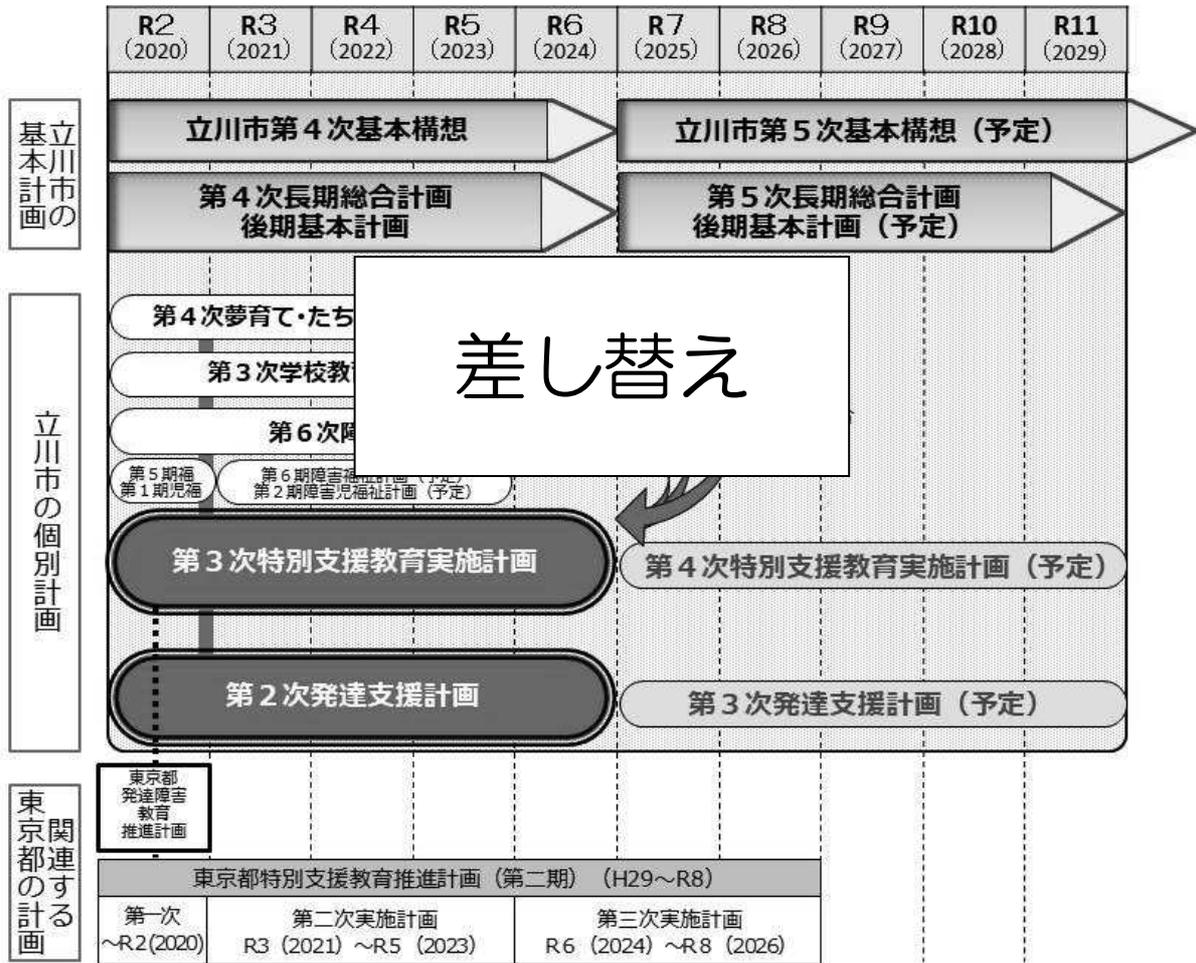
本計画では、これらの背景や前計画の基本理念、基本指針を継承しつつ、本市の特長である、途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化を目指し、取組の方向や目標を定めました。

2 計画の位置付け

本計画は、令和2(2020)年度を初年度とする「立川市第4次長期総合計画（後期基本計画）」の個別計画である「第3次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。また、関連する「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や「第6次障害者計画」との整合・調和を図るとともに、東京都の「特別支援教育推進計画（第二期）」や「発達障害教育推進計画」にも留意して策定しました。

さらに、本計画と密接に関連する「第2次発達支援計画」（主管課：子ども家庭支援センター）とは、それぞれの策定検討の進捗過程について情報共有を図りながら作業を進めました。

図1 計画の位置付けと計画期間



3 計画の期間

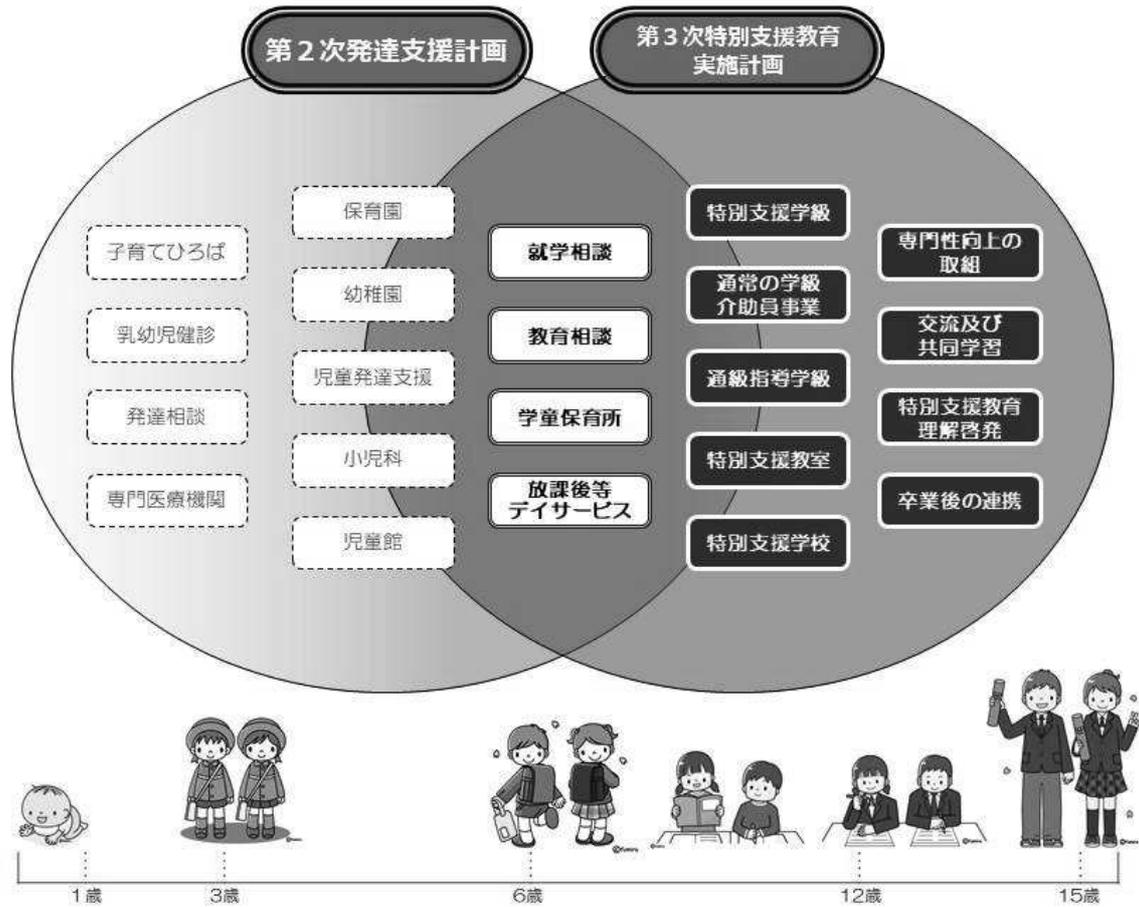
令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。これにより、上位計画である「第4次長期総合計画(後期基本計画)」や、「第3次学校教育振興基本計画」などの関連する個別計画のほか、「第2次発達支援計画」とも計画期間を揃えます。

なお、国や東京都において特別支援教育に関わる法改正や事業等の見直し等があった場合は、必要な計画の見直しを行います。

4 計画の所管範囲

主に、就学前(乳幼児期)の児童を対象とする発達支援・相談については、「発達支援計画」に沿った取組を進めます。一方、就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、本計画で設定した目標に沿って活動していきます。

図2 第3次特別支援教育実施計画の所管範囲



5 国及び東京都の動向

(1) 国の動向

① 発達障害者支援法

平成17(2005)年4月に施行されたこの法律は、発達障害の早期発見、学校教育や地域生活での支援を国や地方公共団体の責務と規定し、その支援策を示しました。知的障害や身体障害を伴わない注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群なども「障害」として定義されました。

平成28(2016)年5月、就労と教育支援を強化するため、約10年ぶりに法改正。周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、個々の特性に応じて学校で個別計画を作成すること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すことなどが盛り込まれました。

② 障害者基本法

平成16(2004)年の一部改正では、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない、と規定されました。

第1章 計画の策定にあたって

そして、平成23(2011)年8月に施行された第16条(教育)の規定では、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が示されています。

③ 障害者の権利に関する条約

この条約は平成18(2006)年12月の国連総会において採択され、日本は翌19(2007)年9月に署名しています。その後は批准に向けて、障害者制度の改革推進に向けた取組を進め、平成25(2013)年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定につながりました。同年12月4日には、条約を批准することを国会が承認。平成26(2014)年2月から我が国について効力を生じました。

④ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成24(2012)年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会から出されたのがこの報告です。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

⑤ 学校教育法の改正

平成19(2007)年4月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成25年(2013)年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定する仕組みの改正や、障害の状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。

平成27(2015)年の改正では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定と施行

平成28(2016)年4月に施行されたこの法律は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを求めており、これらの具体例を盛り込んだ「対応要領」や「対応指針」の作成を通して、役所や事業者が障害者差別の解消に向けた自主的な取組が期待されています。

学校教育分野については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が平成27(2015)年11月に出されており、教育分野における合理的配慮の具体例や、相談体制の整備に関する留意点などが明示されています。

＜内閣府発行リーフレットより抜粋＞

●対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

●対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	定める機関	対象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

⑦ 教育再生実行会議（第十一次提言）

令和元年5月に出された第十一次提言では、特別な支援が必要な児童・生徒のための支援の充実に向けて、発達障害に関する指導スキルの体系化や高等学校での通級指導の充実、ICT等を活用した様々な学びの機会の提供など、「共生社会に向けた『学び』の質の向上プラン」をさらに前進させることが重要であると示されました。

「教育再生」は日本再生の柱であり、政府が目指す「一億総活躍社会」実現の基盤であることから、幅広い国民の理解と参画を得ていくことも盛り込まれています。

(2) 東京都の動向

① 東京都特別支援教育推進計画（第二期）

平成16(2004)年11月、東京都教育委員会では、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、これまで第一次(平成16(2004)年度)、第二次(平成19(2007)年度)及び第三次(平成22(2010)年度)の各実施計画に基づいて、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

平成29(2017)年度から令和8(2027)年度までを見通した第二期計画では、第三次実施計画で導入された小・中学校における特別支援教室の充実に向け、区市町村教育委員会の役割として指導体制の確立や指導内容・方法の充実が挙げられています。また、東

第1章 計画の策定にあたって

京都と区市町村教育委員会がより一層連携し、就学相談等の機能強化や教育環境の整備等による特別支援教育の充実に向け取組を行うことが示されました。

② 東京都発達障害教育推進計画

平成28(2016)年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるために推進計画を作成し、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っています。

令和3(2021)年度までに全中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障害教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。



写真は五小キラリ(第五小学校)
平成29年度に行った校舎の大規模改修と同時に整備

第2章

立川市第2次特別支援教育実施計画の成果と課題

第2次特別支援教育実施計画は、平成29（2017）年度を初年度とする3年間の計画で、本市における特別支援教育の目標達成に向け、3つの基本指針に基づく5の基本施策のもと、16の取組項目を掲げ、年次的・体系的に取り組んできました。

39にわたる具体的な取組はおおむね順調に推移していますが、一部には課題も出ています。これらの成果や課題を5つの基本施策ごとに概略を整理すると、以下のとおりです。

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

<主な取組>

○年長児を対象とする発達支援グループに参加している保護者に就学相談を紹介したり、子ども家庭支援センターと教育支援課が共催で就学相談説明会を開催したりするなど、必要に応じて、発達相談から就学相談、教育相談へつなげることに取り組みました。

* 就学相談利用者のうち、発達相談を利用していた児童数の推移

	H28年度	H29年度	H30年度
就学相談利用者	74	83	75
うち発達相談の利用者	9	28	56
全体に占める割合	12.2%	33.7%	74.7%

○教育支援課が主催する教育相談講演会や就学相談講習会に、公私立の幼稚園・保育園の教職員にも参加を呼びかけました。

○就学相談資料の作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象に、就学支援等検討委員会委員を講師とする資料の書き方研修を引き続き開催しました。

○就学相談を経て就学した児童・生徒のうち、必要に応じて保護者や就学先の学校の希望を踏まえ、学校生活への適応を円滑に進めるため、学校・保護者・就学相談員等による継続相談を実施しました。

○子どものライフステージを通じて、途切れのない相談・支援を実現するため、「サポートファイル」を導入しました。ファイル導入にあたっては、発達支援計画と整合を図りながら、子育て・教育・障害福祉等の関係部署からなる庁内組織において検討を始め、アンケートやモニター会議で利用者の意見を取り入れ、希望する保護者に配布し活用を促すことで、より保護者の負担を軽減するツールとなるよう開発をすすめました。

○就学後の療育のニーズや利用の実態を把握するため、小学校の特別支援学級に在籍している児童の保護者を対象にアンケートを実施し、その結果を関係部署で共有しました。

○相談期間をわずかでも短縮するため、就学支援等検討委員会の当日中に提案の結果をお知らせすることや、資料提供に係る同意署名の受領時期を見直すなど、保護者の負担軽減に取り組みました。また、継続相談対象者の拡充や、利用者アンケートの実施を通じ、課題の把握と改善に取り組みました。

<成果と課題>

- 幼稚園や保育園、子ども家庭支援センターの発達相談等から、就学相談につながる児童は年々増加しています。しかし、情報共有について保護者の同意が得られないケースも依然としてあり、小学校側の情報収集が課題となっています。
- 療育ニーズのアンケートの結果でも、療育についてのご要望で最も多かった回答は「子ども未来センターでの療育プログラムの実施」、次いで「就学後の利用継続」でした。途切れ・すき間のない支援体制を構築する観点から、就学前に受けていた療育のプログラムが、就学後も継続できるようにすべきとの指摘が保護者等から出ています。
- 発達相談と就学相談の連携が進んだことで、就学支援シートの活用が大きく伸びています。その一方で保護者からは、依然として「校内での周知や配慮等への活用が十分でないと感じることがある」などの声があります。

たのしい学校生活のために

平成31年度 就学支援シート

子どもには、さまざまな個性があり、一人一人に夢や希望に満ちた豊かな可能性があります。その可能性を大切に伸ばしていくために、小学校等への入学に際して、幼稚園・保育園・療育機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや配慮してきたこと、小学校に伝えたいことがあれば、教えてください。お子さんが豊かで楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、みんなで一緒に考えていきましょう

学校との面談希望
(有・無)

(フリガナ) お子さんのお名前	生年月日	平成	年	月	日	性別
保護者の方のお名前	続柄					
連絡先	〒 立川市 町					
	電話番号					
在籍している 幼稚園・保育園名	その他の専門機関名					
就学予定小学校	立川市立	小学校				

立川市教育委員会

就学支援シートを活用した就学前情報の引き継ぎ

基本施策2 学校における指導体制・内容等の充実

<主な取組>

- 教育課程および学校経営計画の中で、すべての小中学校が「特別支援教育の推進」を重点課題の一つに掲げ、具体的な取り組みを行いました。特別支援教育コーディネーターを担う人材の育成や負担軽減が図れるよう、校長会で主旨を説明し、原則、複数の指名が実現しています。
- 特別支援教育コーディネーターを対象とする全体研修を年3回開催し、特別支援学校のコーディネーターによる講義やグループワーク、情報交換等を行いました。
- 「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」および「個別指導計画」については、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等を通じて作成の手引きを通知し、活用を推進しています。また、特別支援教室の導入に伴い、通常の学級担任との連携による様式も整えました。学校における作成および活用を周知するとともに、学期ごとの面談や目標の確認等、保護者のご協力をお願いしました。

第2章 立川市第2次特別支援教育実施計画の成果と課題

○市立小・中学校で実施している支援の必要な児童・生徒のための校内委員会の実施状況を把握し、効率的で効果的な創意工夫のある会議運営について、校長会等の機会を活用して紹介しました。

○各学校の実態に応じて、交流及び共同学習の推進に取り組みました。

○副籍制度について、就学相談中から保護者への情報提供や地域指定校の確認を行い、より早期からの円滑な交流が実施できるように努めました。また、取り組みの中で先進的なもの、創意工夫があるものについて、校長会等の機会を活用して事例紹介を行いました。

<成果と課題>

○特別支援教育コーディネーターは複数指名が進み、校内での情報共有や人材育成、教員の負担軽減等が図られていますが、一層の専門性向上が継続課題となっています。

○個別の教育支援計画、個別指導計画ともに3年前と比較して作成件数は増加していますが、まだ十分とはいえないのが実状です。

○交流及び共同学習、副籍制度における交流活動については、児童・生徒の障害の状態や各校の状況等により、様々な実態があります。取組の内容や交流の継続性、理解教育のプログラム等を校内で十分に広げていくことが求められています。



教育委員会による校内委員会の視察と助言



給食時間を利用した交流活動の様子

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

<主な取組>

○第九小学校くわのみ学級の過密状態を解消するため、平成29年度に、「松中小学校特別支援学級設置準備委員会」を設置。学校施設の改修や備品購入、くわのみ学級保護者会への説明、校内の理解教育等の取り組みを経て、平成30年4月に、まつのみ学級（2学級）を開級しました。



松中小学校にまつのみ学級を開設



立川第九中学校に特別支援教室プラスを開設

- 東京都のガイドラインに沿い、平成30年4月をもって、3か年にわたる順次導入が完了し小学校全19校に「特別支援教室キラリ」が設置され、児童の通級による指導を、教員の巡回指導へと移行しました。
- 中学校においても、小学校での実践を参考に、東京都のガイドラインに沿い、平成31年4月に市内2校で「特別支援教室プラス」を設置しました。
- 第五小学校や南砂小学校では、校舎の建替えや大規模改修に合わせ、エレベーターの設置やトイレ改修、段差解消など、バリアフリー化への対応を進めました。
- 平成27(2015)年4月より教育支援課に配置した「教育支援相談員」が、平成29年度、平成31年度に順次増員し4名体制となりました。特別支援学級設置校や通常の学級の介助員配置校に派遣し、校内の指導・支援上の助言を行うとともに、保護者・本人を含む支援会議等へ参加しています。
- 特別支援学級担任の専門性向上を推進するため、都立特別支援学校の協力を得て、指導内容等に係る具体的な助言や、特別支援学校の見学、教材製作の工夫等を学ぶ機会を設けています。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級については、本市においてもニーズは高い状況にあることから、教育委員会で協議を進め、自閉症・情緒障害特別支援学級の令和3年度開設に向けた具体的な検討を平成31年度に開始しました。

<成果と課題>

- 発達に課題のある児童が急増していることを背景に、特別支援教室（情緒障害等通級指導学級）の利用希望が増加の一途をたどっています。特別支援教室への移行を機に、より早期に適切な指導・支援につなげる仕組みを整えるとともに、全市統一的な指導のスタンダードづくりや、指導終了につながる評価システムのあり方が問われています。また、通常の学級を含めて多様な障害への対応が強く求められています。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級設置への期待感は高く、令和3年度の小学校への開設後は運営の状況を検証しつつ、本市でのその後の導入計画を検討する必要性が生じる可能性があります。
- 巡回相談については、訪問回数や対応範囲について見直し要望があり、定期訪問から学校要請型に制度変更しました。各校の実態により、特別支援教室導入に伴い都から派遣される心理職やスクールカウンセラーとの役割分担の明確化も課題の一つです。

基本施策4 関係機関との連携

<主な取組>

- 都立特別支援学校の協力によりコーディネーターの派遣を受け、特別支援学級の授業改善への助言や、就学支援部会での児童観察等で専門的な所見を得ました。
- 就学相談での医学診断や、教育相談における事例研究について、近隣の医療機関から医師の派遣を受け、専門的な所見を得ました。
- 通常の学級における児童・生徒の介助や医療的ケアを行うため、事業の一部を社会福祉協議会や訪問看護ステーションに委託し、学校や保護者とも連携を図りながら、学校生活を支援しました。

○中学校を卒業した後の進路や支援について、本人や保護者への情報提供や不安軽減等を図るため、庁内の関係部署と共催で、サポート事業の説明会を開催しました。



特別支援学校との連携による授業研究

○特別支援教育に関わる関係機関相互の連携と、各機関の取組について共通理解を深めるため、平成26(2014)年度に、特別支援教育連絡会を設置しました。庁内の関係部署をはじめ、都立特別支援学校、医療機関、事業所、幼稚園、保育園、市立小・中学校の代表者が集まる場を年3回設けています。

<成果と課題>

○子ども未来センターの開設を契機として、教育支援課と子ども家庭支援センターを主軸とする、途切れ・すき間のない相談・支援体制の一層の強化を目指してきました。しかし、情報共有や役割分担、支援方針の決定については、関係機関や保護者等から「十分な連携が取れている」と評価されるまでに至っていません。

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

<主な取組>

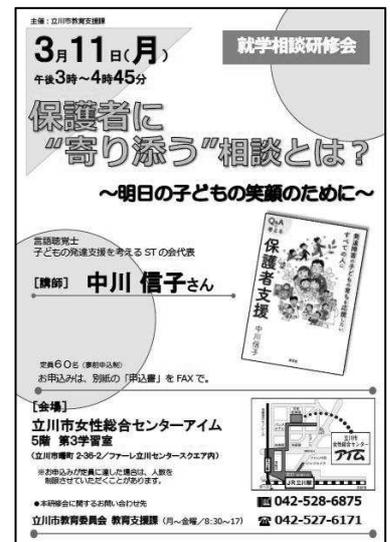
- 支援機関や保護者、市民等を対象に、特別支援教育をテーマとする講演会を開催し、障害に対する正しい知識の普及や理解の促進に取り組みました。
- 各校の保護者会や入学説明会、就学時健診等の機会を活用し、保護者向けのチラシ配布や理解啓発の呼びかけを行いました。また、平成30年度の就学時健診より、保護者向けハンドブック『子育ての困りごと、ありませんか?』を配布し、発達障害に対する正しい理解や対処、相談窓口等について周知しました。

<成果と課題>

○特別支援教育に関する講演会は毎年開催していますが、さらに多くの方が参加しやすくなるよう、開催時期や時間帯等について改善の余地があります。講演会以外の手法による理解啓発活動の拡充について、庁内の関係部署との共催を含め、検討する時期にきています。



保護者向けハンドブック



理解を広げる講演会

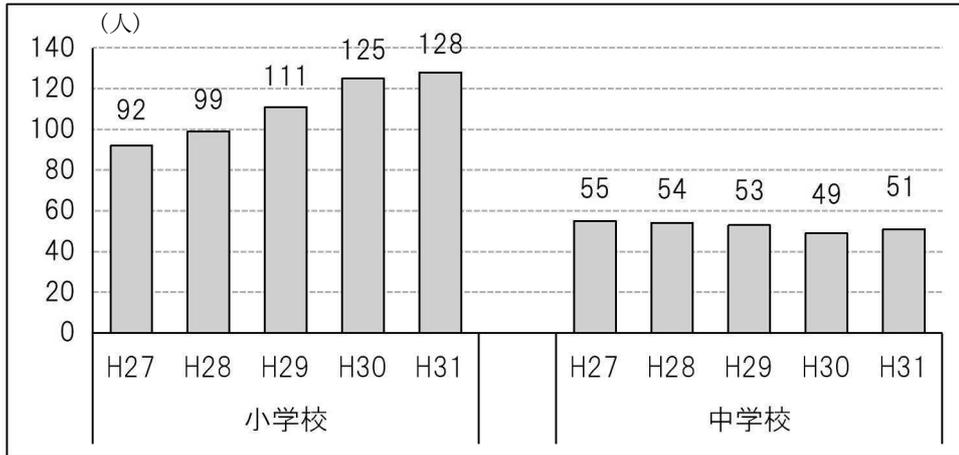
第3章

立川市における特別支援教育の現状及び課題

1 市全体の状況

(1) 特別支援学級等の児童・生徒数（各年5月1日現在）

① 知的障害特別支援学級〔平成31年度現在：小学校7校、中学校3校〕

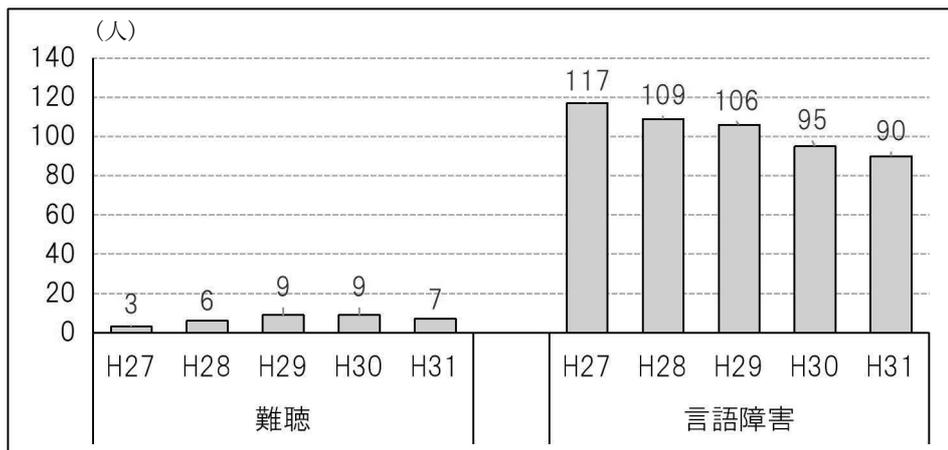


小学校の知的障害学級（固定）の在籍児童数は、小学校は微増傾向が続き、中学校はおおむね50人台で推移しています。

平成28(2016)年度在籍児童（99人）の3分の1にあたる33人が第九小学校（5学級）に過密集中している現状に対応するため、平成30(2018)年度に松中小学校に特別支援学級を新設し、第九小学校の学区域を分割しました。

② 難聴・言語障害通級指導学級

〔平成31年度現在：きこえの教室 小学校1校、ことばの教室 小学校2校〕



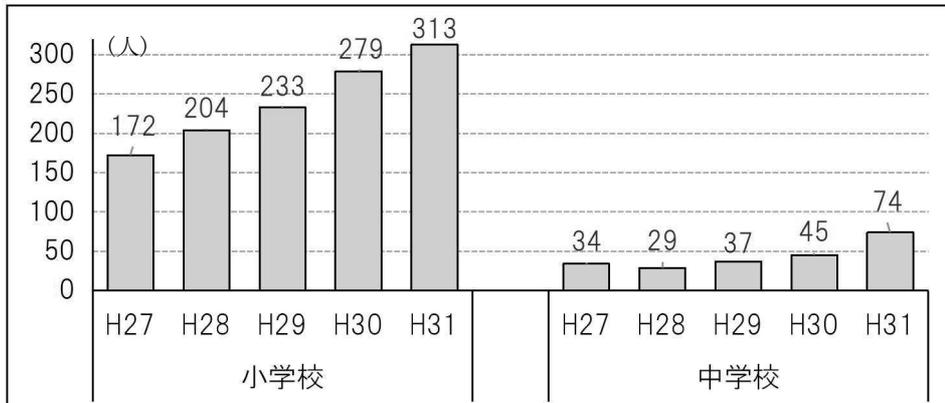
きこえの教室は、平成29(2017)年度に増加し、平成31年5月1日現在は7人の児童が利用しています。

ことばの教室は、平成25(2013)年度以降、100人を超える利用が続きましたが、状況等改善により指導終了となる児童も多く、平成27(2019)年度を境として減少傾向が続いています。

③ 情緒障害等通級指導学級・特別支援教室

〔平成31年度現在：小学校19校、中学校4校〕

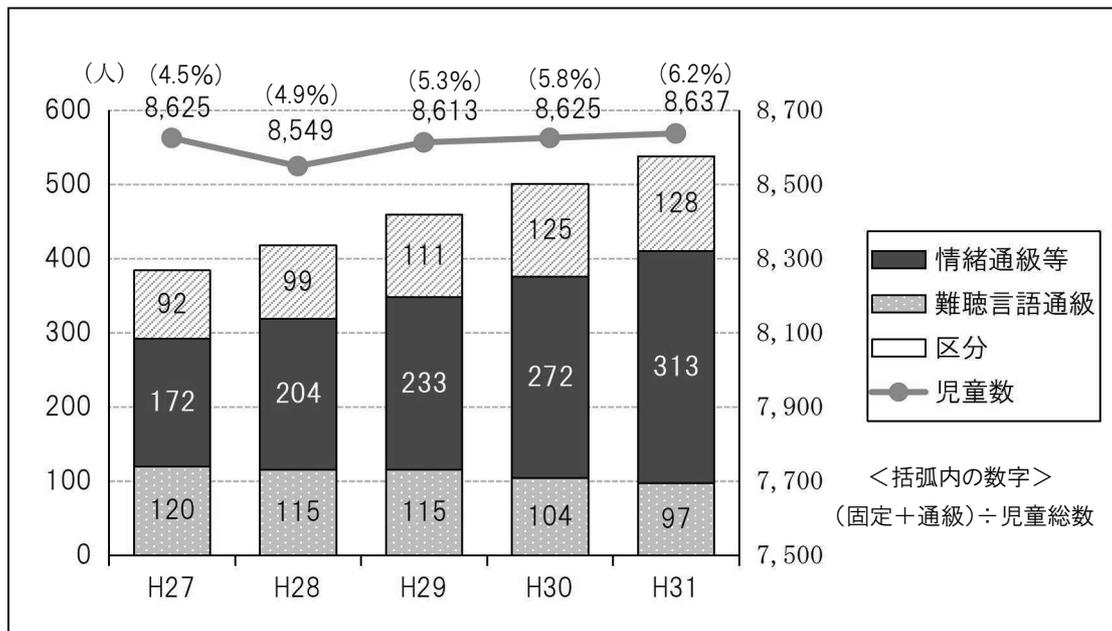
●利用児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）



小学校については、東京都のガイドラインに沿い、平成28(2016)年度から3か年かけて特別支援教室（立川市での愛称:キラリ）を全19校に導入しました。これにより、他校に設置されている通級指導学級へ通うことなく、自校内で指導を受けられる体制が整いました。現在、7校の拠点校から計12校へ巡回指導教員が出向いて指導を行い、利用者数も増加が続いています。

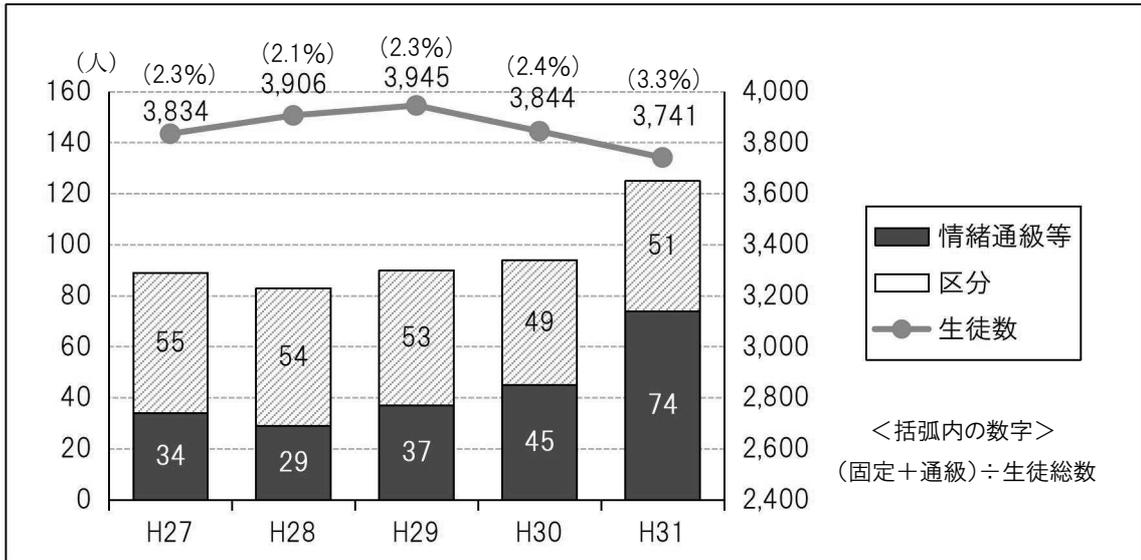
中学校においても、東京都のガイドラインに沿い、平成31(2019)年度より、特別支援教室（立川市での愛称:プラス）を2校（拠点校1校・巡回校1校）導入しました。令和3(2021)年度には、全9校に導入し、通級指導学級からの転換を図ります。

●小学校児童に占める特別支援学級等の内訳（各年5月1日現在）



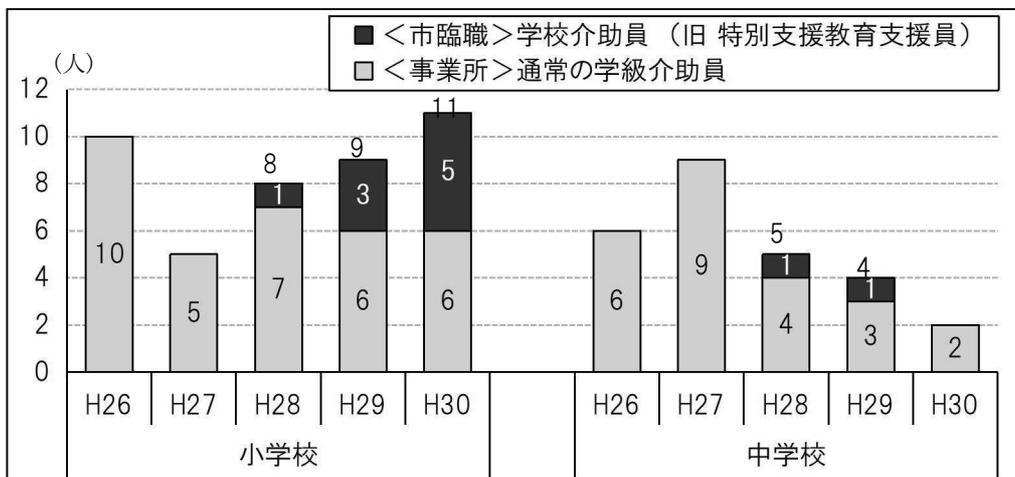
小学校に入学する児童は微増傾向にありますが、特別な支援を必要としている児童は、増加が続いており、情緒障害等通級指導学級（平成30年度からは特別支援教室に完全移行）で顕著になっています。

●中学校生徒に占める特別支援学級等の内訳（各年5月1日現在）



中学校では、入学する生徒数は減少傾向であるものの、小学校特別支援教室キラリや中学校特別支援教室プラスの導入を受けて、情緒障害等通級指導学級で顕著な伸びを示しています。

(2) 通常の学級への介助員配置状況（各年5月1日現在）

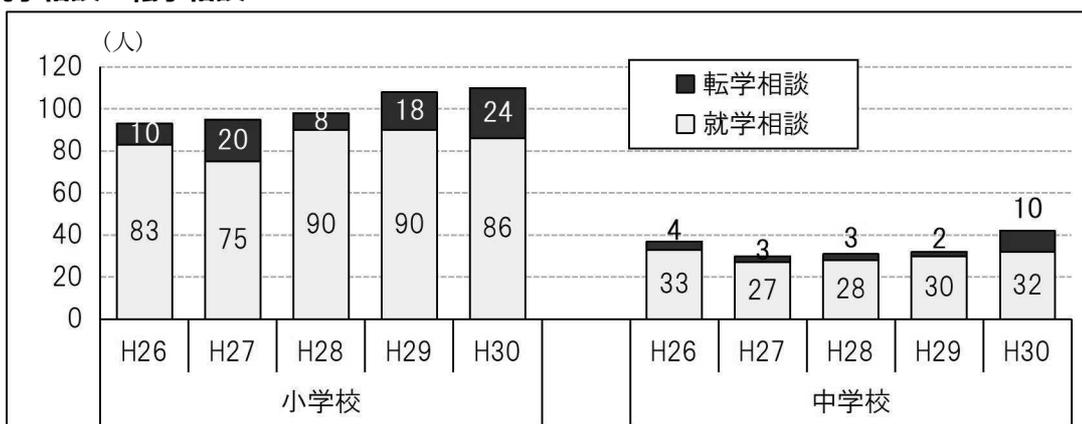


立川市では、通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒の移動等を支援するため、平成22(2010)年度より社会福祉協議会に介助員派遣事業を委託しています。

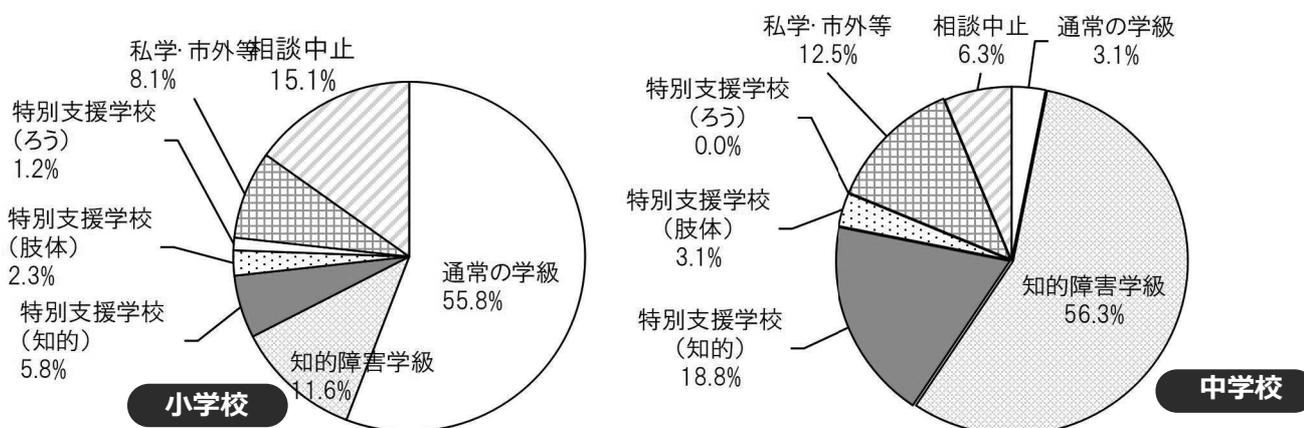
障害の状況が多様化していることなどを踏まえ、平成28(2016)年度からは特別支援教育支援員制度との選択配置ができるよう制度を改正し、小・中学校それぞれ1校に支援員が加配されています。なお、平成29(2017)年度より、特別支援教育支援員の予算や名称を組み替え、学校介助員として制度変更しました。主治医による意見書を踏まえ、専門家の審議を行い、配置を決定しています。

また、この制度とは別に、医療的ケアを必要とする児童・生徒への対応のため、看護師の派遣も行っています。

(3) 就学相談・転学相談



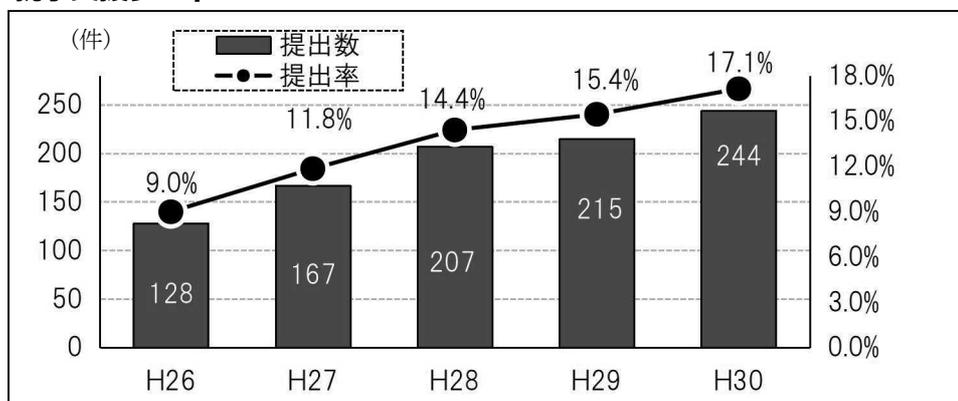
●平成30年度就学相談利用者の就学先内訳



年度によるばらつきはありますが、就学相談者数は小学校・中学校ともには横ばい、転学相談者数は、特に小学校において増加傾向にあります。

平成30(2018)年度の就学相談では、小学校の相談のうち、相談が途中で中止になったケースが15.1%にのぼりました。理由はさまざまですが、就学先への引継ぎや就学後の支援の検討が不十分になってしまう点が課題となっています。就学相談の意義についてさらなる理解と周知の必要性がある状況です。

(4) 就学支援シート



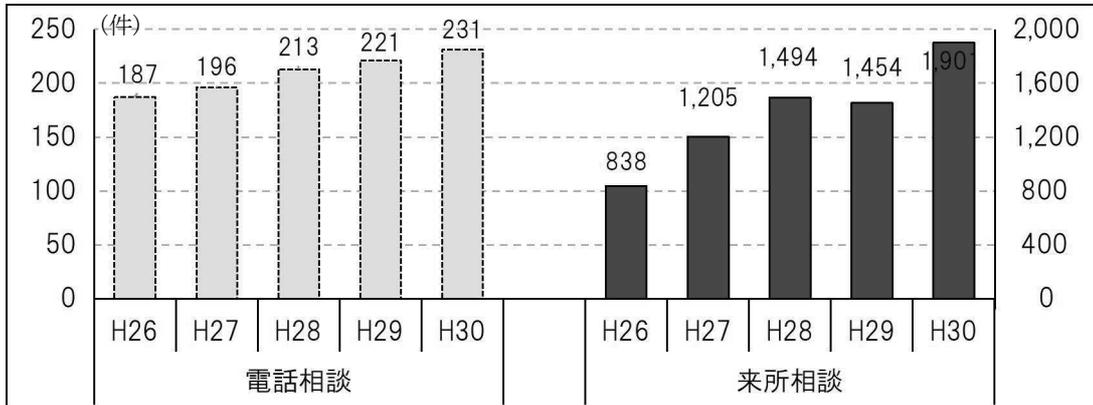
就学支援シートは、就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐため、保護者と就学前機関の方に協力して作成していただくツールです。

第3章 立川市における特別支援教育の現状と課題

立川市の第2次学校教育振興基本計画では、子ども家庭支援センター発達支援係とのさらなる連携強化等を図りながら、今後31年度までに提出数を200件（新入学児童の約13.5%）まで伸ばすことを目標としましたが、提出数は想定を上回る伸びを続けており、平成31（2019年4月）入学児童の提出数は244件（17.1%）にのびりました。

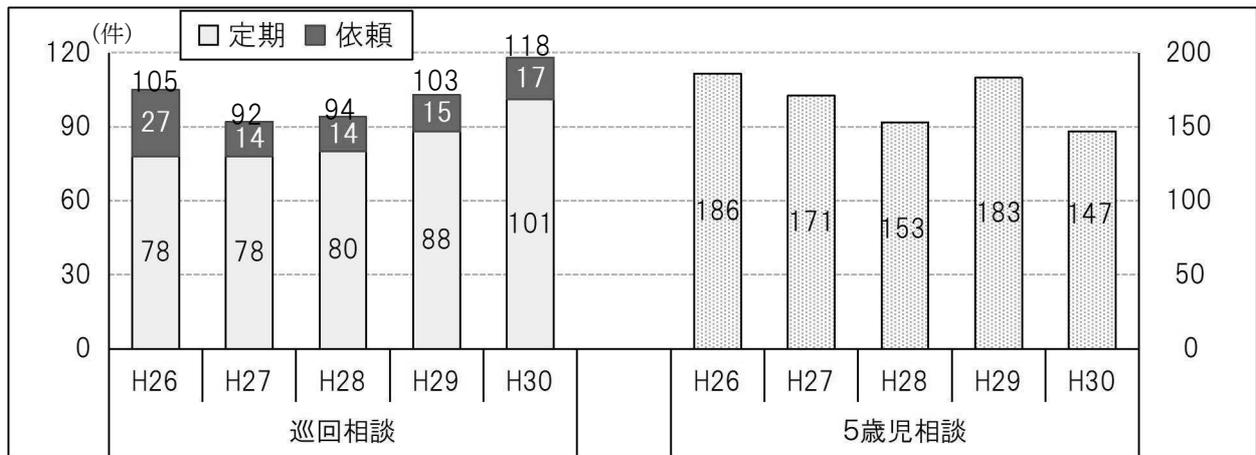
（5）就学前の発達相談

① 子ども家庭支援センターでの発達相談



*平成25（2013）年1月より、子ども未来センター開設に伴い開始。

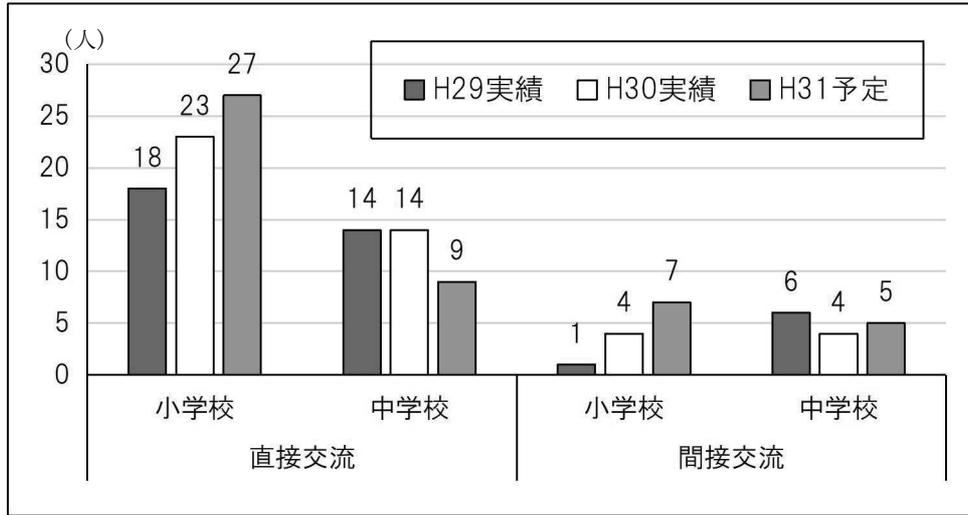
② 幼稚園や保育園での発達相談



子ども家庭支援センターが実施する、就学前の発達に関する相談件数は、特に来所相談において顕著な増加傾向が伺えます。幼稚園や保育園での巡回相談を通じて、現場支援を継続するとともに、5歳児相談を実施し、支援を必要とする園児の状況把握や保護者等の支援に取り組んでいます。

(6) 副籍制度の状況

交流内容の内訳



副籍制度は、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流（例：学校行事や学習活動への参加）や間接的な交流（例：学校・学級だよりの交換）を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

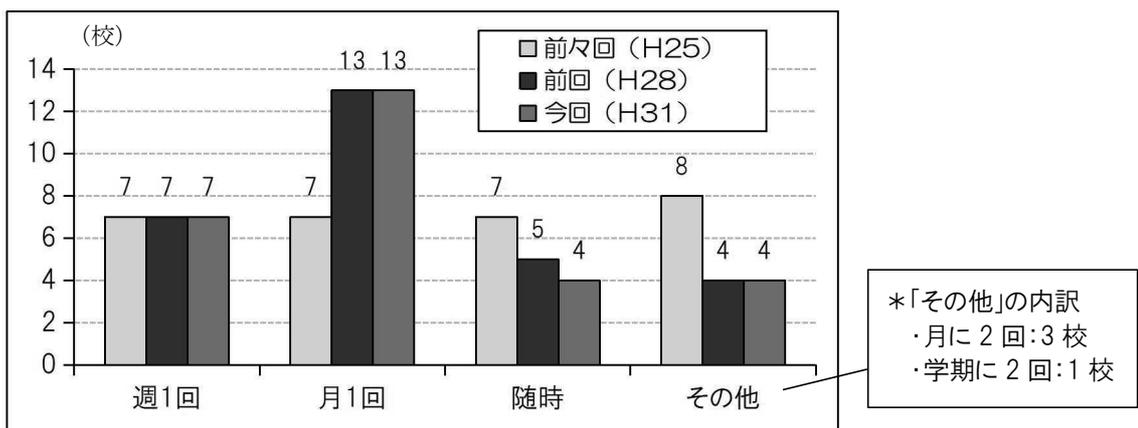
交流活動の実施件数は、小学校は直接交流・間接交流ともに微増していますが、中学校の交流は微減する傾向にあります。

2 学校における取組等の状況

市立小・中学校 28 校における特別支援教育の取組等について調査し、前々回の計画策定（平成 25（2013）年 8 月）時点や前回の計画策定（平成 28（2016）年 8 月）時点と比較しました。

(1) 校内委員会

① 開催状況

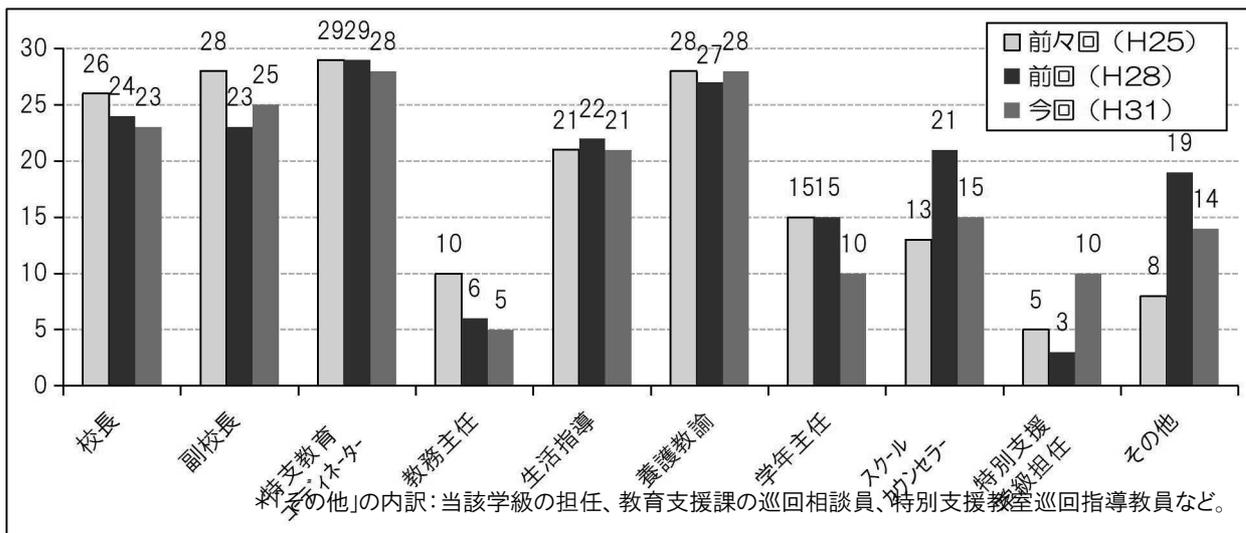


前々回の調査では、「週1回」、「月1回」、「随時」などの開催頻度について回答した学校数は横並びの状況でしたが、前回の調査では、「月1回」と回答した学校が増加しました。今回も同様の傾向となっています。

② 校内委員会の出席メンバー

(校)

第3章 立川市における特別支援教育の現状と課題



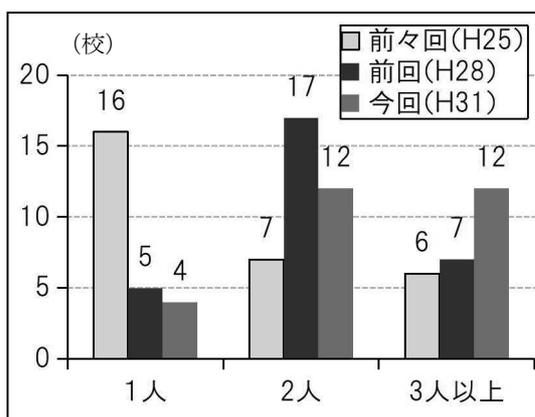
前回の調査時点と比較して、けやき台小と若葉小との統合により、学校数が29校⇒28校になりました。特別支援教育コーディネーター・養護教諭については、前々回より全校で出席メンバーとなっています。また、特別支援教室キラリの拠点校から巡回してくる指導教員が、巡回校の特別支援教育コーディネーター（副担当）となっていることから、出席が増えています。

(2) 特別支援教育コーディネーターについて

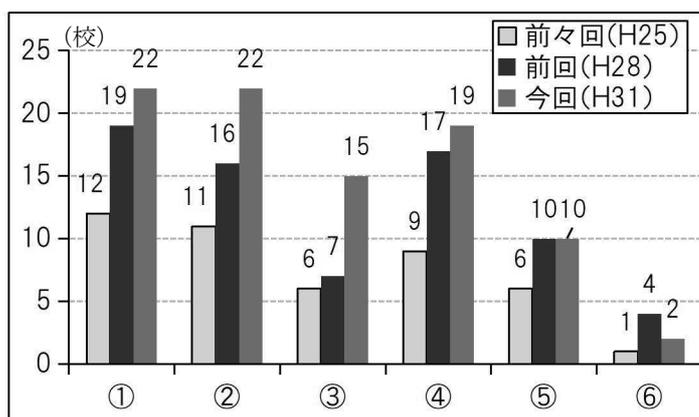
全小・中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

調査を重ねる毎に、コーディネーターを複数配置（特に3人以上）が進んでいることがわかります。

① 指名人数



② 複数配置の理由について



特別支援教育コーディネーターが複数配置されることにより、校内の情報共有や教員の負担軽減等が一層進んでいます。

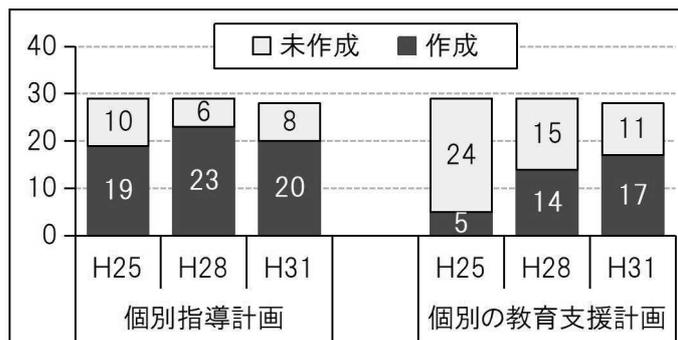
また教育委員会でも、経験の浅いコーディネーターには研修機会を増やすなど、人材育成にも努めています。

- ①役割分担、負担軽減のため。
- ②複数の視点で業務を行うため。
- ③特別な支援や配慮を必要とする人数が多いため。
- ④校内の情報共有を円滑に行うため。
- ⑤特別支援学級が設置されているため。
- ⑥その他（人材の育成、引継ぎの円滑化）

(3) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成状況

(校)

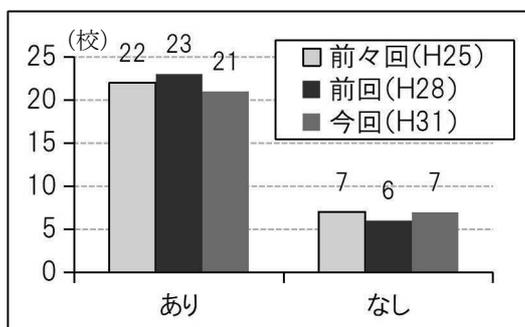
第3章 立川市における特別支援教育の現状と課題



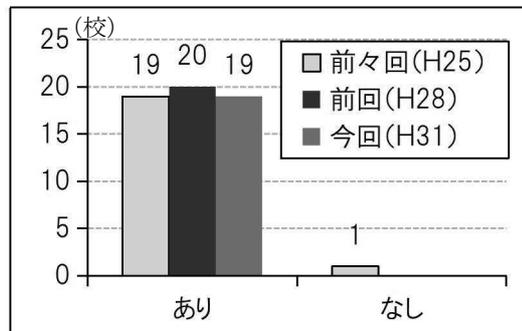
個別の教育支援計画の取組学校数は、前回調査では、半数に留まっていたましたが、全市共通の様式や、作成対象となる児童・生徒の範囲を例示したことで6割に伸びています。

(4) 就学支援ファイル、就学支援シートについて

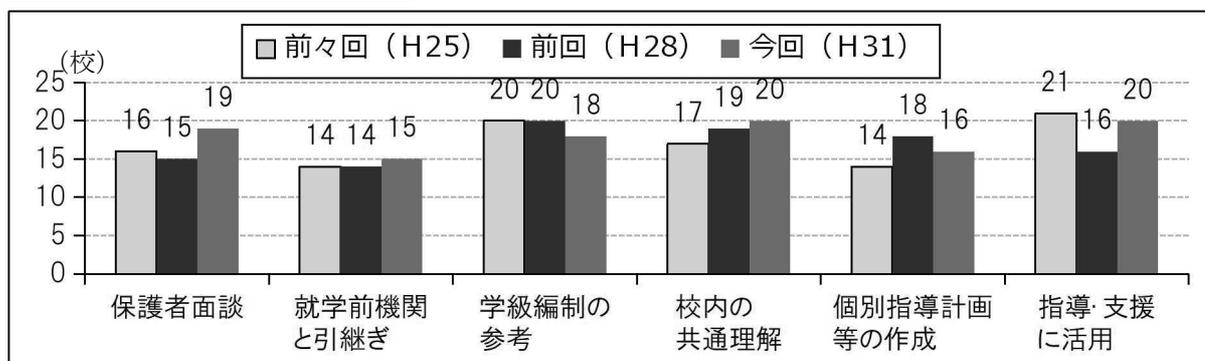
① 就学支援ファイルの受理



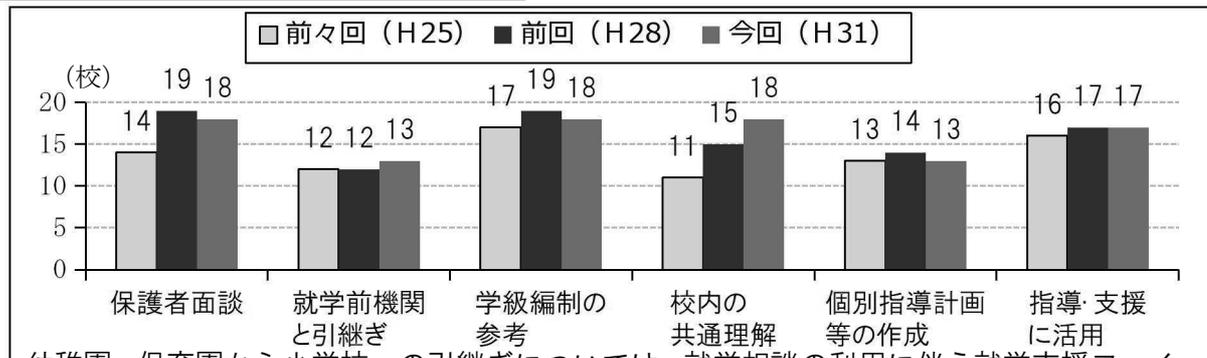
② 就学支援シートの提出 (小学校)



③ 就学支援ファイルの活用状況



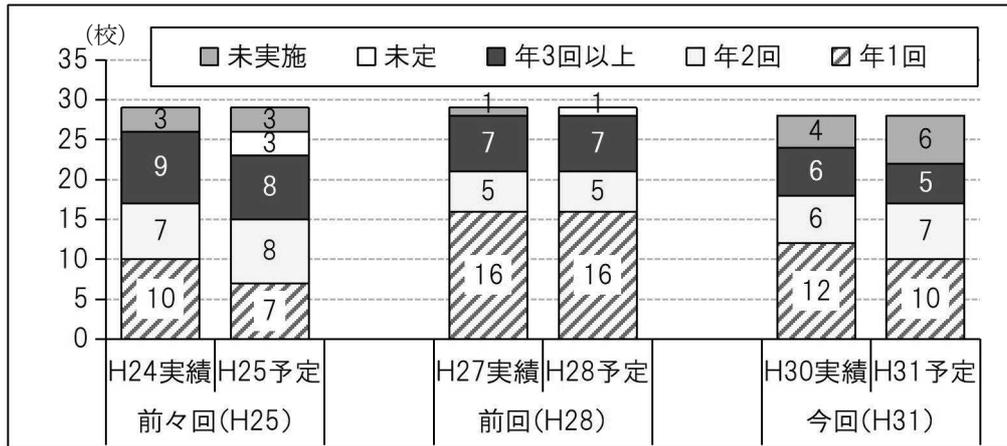
④ 就学支援シートの活用状況 (小学校)



幼稚園・保育園から小学校への引継ぎについては、就学相談の利用に伴う就学支援ファイルと、保護者自身が作成して提出する就学支援シートが、ツールとして定着しています。全

体として、前回調査と大きな変化はありませんが、就学支援ファイル・就学支援シートいずれにおいても、校内の共通理解が伸びています。小学校の多くが、提出された就学支援シートによって、入学前の保護者面談や、個別指導計画等の作成に生かしていると回答していますが、保護者からは、「校内の先生方でちゃんと読まれて共有されているか不安がある」、「配慮が不十分と感じる」などの意見が出ており、その後の指導・支援に対する期待の大きさがうかがえます。

(5) 特別支援教育をテーマとする校内研修の実施について



3年前と比較して、「未実施」、「未定」と回答した学校が増えています。回数別では、減少傾向ですが、その背景には「小中連携活動の一つとして、校区内の研修にそれぞれ参加するようになった」、「都や市が開催する研修に参加するようにしているから」など、自校主催以外の他の研修機会も活用している状況がある反面、「他の校務や対応で多忙なため」といった回答もありました。

3 特別支援教育を推進するうえで追記すべき課題

第3章 立川市における特別支援教育の現状と課題

現計画の成果と課題、市全体の状況、学校における特別支援教育の取組等の状況、保護者や教員からの要望・意見、策定検討委員会での議論、また国や東京都の動向から、本市における特別支援教育の課題に加えるべき取組事項は、次のとおりです。

◎基本施策1 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターと教育支援課の連携の充実に関する事。
- ・就学支援シート等の活用に関する事。
- ・幼保・小の引継ぎのあり方を、幼稚園・保育園の意見も参考に整理していく事。

◎基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

- ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成と、一層の活用に関する事。

◎基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

- ・今後の児童・生徒数や教育的ニーズを踏まえた特別支援学級等の整備に関する事。
- ・小・中学校における特別支援教室の指導の充実に関する事。
- ・特別支援学級等の教育課程編成に向けて、学校及び教員を支援する事。
- ・特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象に研修等を実施していく事。

◎基本施策4 関係機関との連携

- ・教育相談と適応指導教室の連携を深め、不登校の児童・生徒、保護者を支えながら、適切な指導や、在籍校への復帰へつなげていく事。
- ・子ども家庭支援センター及び支援団体等との一層の連携強化を進める事。

◎基本施策5 特別支援教育の理解啓発

- ・交流及び共同学習、副籍制度のノウハウの共有と内容の充実に関する事。
- ・講演会以外の手法や、他の部署との共催など、取組の拡充に関する事。

第4章

立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

1 計画の骨子

立川市第3次特別支援教育実施計画の基本理念・基本指針・基本施策を次のように定め、本市における特別支援教育を実施していきます。全ての取組について、合理的配慮及び人権尊重の理念に基づいた指導・支援を行います。

基本理念

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

基本指針

基本指針1

乳幼児期からライフステージに応じた途切れのない発達支援の仕組みづくりを進め、幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの各機関が連携を図り、一人ひとりの成長を支えていきます。

一人ひとりへの支援がライフステージによって途切れることがないように、学校や関係機関等と連携を図る体制を充実させ、成長を支えていきます。

基本指針2

全ての学校において、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに対し、適切な実態把握に基づく計画的な指導・支援の充実を図ります。また、自立と社会参加を目指す教育の実現のため。就学前から就学後、さらに卒業後までを見通した教育の一層の充実を図ります。

児童・生徒の実態を把握し、一人ひとりに応じた指導及び支援を、全ての学校で組織的に行います

基本指針3

障害に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習をより積極的に行い、共に生きる意識と態度を育てるとともに、保護者や市民等に対して、特別支援教育の理解啓発を図ります。

障害のある子どもが地域でよりよく生活していくことができるよう、交流及び共同学習の推進や、保護者や市民等への特別支援教育の理解啓発を図ります。

基本施策

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

- ・取組項目1 早期連携・早期支援の充実
- ・取組項目2 就学相談
- ・取組項目3 就学前機関から小・中・高への連携

基本施策2 学校における指導体制・指導内容の充実

- ・取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進
- ・取組項目5 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

- ・取組項目6 特別支援学級等の整備及び充実
- ・取組項目7 教員の専門性向上
- ・取組項目8 巡回相談の充実
- ・取組項目9 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

基本施策4 関係機関との連携

- ・取組項目10 適応指導教室との連携
- ・取組項目11 特別支援学校との連携
- ・取組項目12 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
- ・取組項目13 特別支援教育に関わる関係機関との連携

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

- ・取組項目14 交流及び共同学習の推進
- ・取組項目15 副籍制度の実施
- ・取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

2 計画における基本施策と具体的な取組

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

発達相談から就学相談へのつなぎ、就学相談の充実、就学前機関から小・中・高への連携などを進め、途切れのない発達支援を行います。

◆ 取組項目1 早期連携・早期支援の充実

(1) 発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実 ①

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・立川市第2次発達支援計画と立川市第3次特別支援教育実施計画に基づき、途切れ・すき間のない相談・支援体制の構築及び連携を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達相談から就学相談、教育相談につなぎます。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業と就学相談の連携体制を維持しつつ、さらなる連携の仕組みの構築を検討します。

(2) 幼稚園教員・保育士への特別支援教育に対する理解啓発 ②

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・小学校区において行われる、小・中学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした特別支援教育に関する研修の実施を促進します。
- ・指導課及び教育支援課において実施する特別支援教育に関する研修等に、幼稚園教員・保育士の参加ができるようにします
- ・指導課等で実施する小・中連携教育の連絡会等への幼稚園教員・保育士の参加について検討を進めます。

(3) 就学支援シート等の活用促進 ③

〔担当：教育支援課・指導課・子ども家庭支援センター・保育課〕

- ・小学校が、幼稚園及び保育園で行った支援の手立てを着実に引き継ぎ、個別指導計画等の作成につなげられるよう、就学支援シートの活用を促進します。
- ・乳幼児期から就労まで活用できるサポートファイルの活用進め、改善を図ります。

(4) 幼稚園・保育園と小学校との連携 ④

〔担当：教育支援課・指導課・保育課〕

- ・「立川市就学前スタンダード20」等を活用し、幼稚園・保育園と小学校の「子どもの育ちの視点」の共有化を図ります。
- ・小学校区において行われる、小・中学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした特別支援教育に関する研修の実施を促進します。②※再掲
- ・幼稚園・保育園と小学校の交流及び研修等を通して、就学前教育、幼保・小連携教育の充実を図ります。

(5) 柔軟な転学の促進 ⑤

〔担当：教育支援課〕

- ・学びの連続性に留意しつつ、児童・生徒の実態等に応じた柔軟な転学を促進します。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1	発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実	充実	→			
2	幼稚園教員・保育士への特別支援教育に対する理解啓発	発展	→			
3	就学支援シート等の活用促進	充実	→			
4	幼稚園・保育園と小学校との連携	充実	→			
5	柔軟な転学の促進	実施	→			

◆ 取組項目2 就学相談

(1) 就学相談の充実 [6]

〔担当：教育支援課〕

- ・ 就学相談の流れを分かりやすくするとともに相談期間の長期化を見直し、保護者や児童・生徒の負担軽減を図ります。
- ・ 東京都就学相談担当者研修会への参加及び課内においても研修を実施し、就学相談員の資質の向上を図ります。
- ・ 就学相談利用者アンケートを実施し、意見等の把握に努めます。

(2) 就学相談説明会の実施 [7]

〔担当：教育支援課〕

- ・ 保護者等を対象に、就学相談の流れや就学に関わる手続き案内、学校紹介、先輩保護者の体験談等を聞くことのできる説明会の実施を検討します。

(3) 就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援 [8]

〔担当：教育支援課〕

- ・ 就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象に、資料の書き方等についての説明会を実施します。
- ・ 作成書式のデータ送付等、ICTを活用し幼稚園及び保育園における資料作成の負担軽減を図ります。

(4) 就学後の継続相談の充実 [9]

〔担当：教育支援課〕

- ・ 就学相談を経て就学した児童・生徒について、保護者や学校の希望を考慮し、柔軟な転学も視野に入れながら、学校生活への適応に向けた相談を実施します。

(5) インクルーシブ教育システムの理念の周知 [10]

〔担当：教育支援課・指導課〕

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

- ・「障害者の権利に関する条約（平成18年に国連で採択、平成26年に日本が批准）」及び中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年）」に留意し、就学相談等においてインクルーシブ教育システムの理念等を踏まえた相談を行い、支援の必要な児童・生徒の適切な就学を推進します。
- ・就学相談等を通じて、小・中学校や保護者等に対し、インクルーシブ教育システムの理念等を周知し、児童・生徒一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
6	就学相談の充実	充実	→			
7	就学相談説明会の実施	継続	→			
8	就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援	充実	→			
9	就学後の継続相談の充実	継続	→			
10	インクルーシブ教育システムの理念の周知	実施	→			

◆ 取組項目3 就学前機関から小・中・高への連携

(1) 中学校区における連携 11

〔担当：指導課〕

- ・各中学校区においてこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級との実態に応じた連携を進めていきます。
- ・中学校区ごとに実施している特別支援学級間の交流会等の継続実施を支援し、より一層内容の充実を図ります。

(2) 小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎ 12

〔担当：指導課〕

- ・新学習指導要領に基づき、就学支援シート of 情報を活用した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成をより推進します。
- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用し、保護者の了解のもと小・中学校間及び特別支援学校高等部への円滑な引き継ぎを推進します。
- ・学校に対して「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成支援を行います。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
11	中学校区における連携	充実	→			
12	小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎ	実施	→			

基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、組織的・計画的に特別支援教育を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行います。

◆ 取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進

(1) 学校経営における特別支援教育の位置付け 13

〔担当：指導課〕

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するよう指導します。
- ・「立川市通常の学級における特別支援教育スタンダード20」を活用し、校内委員会等の組織的な運営を支援します。

(2) 特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨 14

〔担当：指導課〕

- ・特別支援教育コーディネーターの専門性の確保や、校内における円滑な引継ぎが必要なことから、引き続き学校の実態に応じて特別支援教育コーディネーターの複数指名を進めます。

(3) 校内委員会の充実 15

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援教育コーディネーターの標準的な役割を示すとともに、校内委員会の役割等を明確にするなど、学校への支援を行います。
- ・特別支援教室キラリ・プラスの巡回指導教員が巡回校の特別支援教育の副コーディネーターとして校内委員会に参加することにより、巡回校との情報共有と校内支援の充実を図ります。
- ・教育支援相談員等が校内委員会に参加し、機能の向上を図ります。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が校内委員会に参加し、情報共有及び助言を行います。

(4) ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援 16

〔担当：教育支援課・教育総務課・指導課〕

- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた分かりやすい指導・支援の工夫について、小・中学校の理解促進を図り、実践します。
- ・児童・生徒の介助や支援の情報を教育委員会内で共有し、関係課が連携して合理的配慮の考え方に基づいた施設整備等を進めます。

(5) 介助員等の業務範囲の検討 17

〔担当：教育支援課〕

- ・通常の学級の介助員、学校介助員、特別支援学級臨時指導員の職務範囲及び配置基準等の見直しを行い、児童・生徒の実態に即した支援体制の整備を行います。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
13	学校経営における特別支援教育の位置付け	充実	→			
14	特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨	継続	→			
15	校内委員会の充実	充実	→			
16	ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援	実施	→			
17	介助員等の業務範囲の検討	検討実施	→			

◆ 取組項目5 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成

(1) 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成と推進 18

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・市の共通書式を用いて「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」及び個別指導計画を作成し、その活用を推進します。

(2) 小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎ 12※再掲

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・新学習指導要領を踏まえ、就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成を推進します。
- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活用し、保護者の了解のもと小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引き継ぎを推進します。
- ・学校に対して「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成支援を行います。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
18	個別の教育支援計画、個別指導計画の作成と活用の推進	充実	→			
12	小・中学校間及び特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎ	実施	→			

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

障害に応じた支援体制や環境整備を進めるとともに、教員等の専門性向上を図ることで、学校における特別支援教育の取組を支援します。

◆ **取組項目6 特別支援学級等の整備及び充実**

(1) **特別支援学級の整備** 19

〔担当：教育支援課・学務課〕

- ・今後の児童・生徒数の推定を基に、知的障害特別支援学級の整備について通学区域の見直し等も含め検討していきます。

(2) **発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備** 20

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級を、令和3年度に小学校1校に開設することとし、令和2年度には適切な就学相談の実施、令和3年度以降は同学級での適切な指導・支援と円滑な学級運営を図ります。
- ・小学校1校での自閉症・情緒障害特別支援学級の開設後は、適時状況把握を行い、必要に応じて設置校の拡大についても検討を行います。
- ・小学校の特別支援教室の指導について適時状況把握と授業改善への取組を行い、より児童の特性に応じた指導の充実を図ります。
- ・令和3年度の中学校の特別支援教室完全実施に向け、課題の把握・解決に向けて検討し、全校での円滑な運用を進めます。

(3) **特別支援学級等説明会の実施** 21

〔担当：教育支援課〕

- ・小学校新1年生の入学説明会等で特別支援教室に関する説明を行い、保護者の特別支援教室に関する理解啓発を進めます。
- ・小学校6年生の保護者を対象とする中学校の特別支援教室の手続き等に関する説明会を実施し、円滑な指導の開始につなげます。
- ・就学相談説明会と合わせて、特別支援学級等を説明する機会を充実していきます。

(4) **特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援** 22

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級等の教育課程の編成資料を作成・活用し、小・中学校が適切な教育課程の編成を行えるようにします。

(5) **介助の必要な児童・生徒の定期的な支援会議の実施と個別指導計画等の作成支援の充実** 23

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・介助の必要な児童・生徒の支援会議を定期的の実施します。
- ・学校への個別指導計画等の作成支援を充実していきます。

(6) **校舎のバリアフリー化の対応** 24

〔担当：教育支援課・教育総務課〕

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

・校舎のバリアフリー化に向けて引き続き学校の改修等と合わせて対応していきます。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
19	特別支援学級の整備	実施	→				
20	発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備	自閉症・情緒障害特別支援学級	準備 相談開始	開級	→		
		特別支援教室（小学校）	継続	→			
		特別支援教室（中学校）	実施 （7校）	全校実施	→		
21	特別支援学級等説明会の実施	準備	実施	→			
22	特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援	継続	→				
23	介助の必要な児童・生徒の定期的な支援会議の実施と個別指導計画等の作成支援の充実	実施	→				
24	校舎のバリアフリー化の対応	継続	→				

◆ 取組項目7 教員の専門性向上

(1) 特別支援教育に関する研修の充実 25

[担当：指導課]

- ・発達障害の理解や特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級における授業の在り方などの内容を設定します。
- ・事例検討や授業研究などの研修形態を積極的に取り入れていきます。
- ・小・中学校の特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象の研修を実施します。
- ・教員の経験や職層及びニーズに応じて、研修内容等を工夫し、充実を図ります。
- ・研修講師に、外部の専門家などを活用していきます。
- ・研修の充実のみならず、小・中学校での特別支援教育体制の整備につなげるため、
外
部専門機関の活用を検討していきます。

(2) 特別支援学級等教員の授業力の向上 26

[担当：教育支援課・指導課]

- ・若手教員育成研修や特別支援学級等担任研修の研究授業を通じて、特別支援教育の視点を踏まえた指導・助言を行います。
- ・特別支援学級における指導の充実及び教員の専門性向上のため、引き続き特別支援学校と連携していきます。28※再掲

(3) 特別支援学校教員免許状取得率の向上 27

〔担当：指導課〕

- ・特別支援学級のみならず、学校全体での合理的配慮の充実に向け、国や大学等の特別支援学校教員免許取得に関する情報（認定講習等）を積極的に発信し、特別支援教育に関わる教員の免許取得を支援します。

(4) 特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実 28

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級における指導の充実及び教員の専門性向上のため、引き続き特別支援学校と連携していきます。
- ・専門性向上プラン（都立特別支援学校の教員の助言による授業改善計画）を策定しそれに基づいて研修体制をより充実させていきます。

No.	具体的な取組	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
25	特別支援教育に関する研修の充実	充実	→			
26	特別支援学級等教員の授業力の向上	継続	→			
27	特別支援学校教員免許状取得率の向上	実施	→			
28	特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実	充実	→			

◆ 取組項目8 巡回相談の充実

(1) 巡回相談員の派遣 29

〔担当：教育支援課〕

- ・保護者や学校からの要請に基づいて、引き続き、支援の必要な児童・生徒に対し、学校生活への適応に向けた巡回相談を行います。
- ・これまでの巡回相談員の派遣回数や時間、対応の範囲等を見直し、類似事業との業務を整理することで、より効果的な児童・生徒への支援が行えるように機能の再構築を図ります。
- ・就学相相談を経て就学した児童・生徒の情報を巡回相談が引き継ぎ、必要に応じて学びの連続性に留意しつつ、柔軟な転学も視野に入れた相談を実施します。

(2) 専門家の派遣 30

〔担当：教育支援課〕

- ・言語聴覚士等を学校に派遣し、児童・生徒のニーズに応じた支援を継続して実施します。
- ・学校への医師の派遣について検討します。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
29	巡回相談員の派遣	継続 一部検討	→			
30	専門家の派遣	継続 一部検討	→			

◆ 取組項目9 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

(1) 特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上 31

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級臨時指導員、通常の学級介助員等の専門性の向上を図るため、研修を実施します。
- ・知的障害特別支援学級臨時指導員や特別支援教室専門員の連絡会を開催し、研修や情報交換等を行います。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
31	特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上	継続	→			

基本施策4 関係機関との連携

特別支援学校との連携により、教員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を進め、特別支援教育の推進に向けたネットワークを構築します。

◆ 取組項目10 適応指導教室との連携

(1) 適応指導教室と連携した指導の推進 32

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・適応指導教室の利用を検討している児童・生徒や保護者の教育相談を実施し、適切な指導・支援につなげます。
- ・教育相談員が、適応指導教室運営委員会等に参加し、不登校児童・生徒の情報を共有しながら、適切な登校支援等について検討します。
- ・「登校支援シート」を活用して、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら特別な支援が必要な不登校児童・生徒の在籍校への復帰を支援します。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
32	適応指導教室と連携した指導の推進	継続	→			

◆ 取組項目1-1 特別支援学校との連携

(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用 33

〔担当：教育支援課〕

- ・特別支援学校の教員を研修会講師として招聘するなど、小・中学校における特別支援教育の理解を促進するため、特別支援学校のセンター的機能を活用していきます。
- ・就学相談において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性を活用していきます。

(2) 特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実 28※再掲

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。
- ・専門性向上プラン（特別支援学校の教員の助言による授業改善計画）を策定し、それに基づいて研修体制をより充実させていきます。

(3) 就学相談担当者等の医療的ケアに関する理解推進 34

〔担当：教育支援課〕

- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒の学校生活で必要な支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に付け、学校での適切な支援につなげます。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
33	特別支援学校のセンター的機能の活用	継続	→			
28	特別支援学校との連携による専門性向上プランの充実 ※再掲	充実	→			
34	就学相談担当者等の医療的ケアに関する理解推進	検討	実施	→		

◆ 取組項目1-2 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

(1) 進路先・関係機関との連携 35

〔担当：教育支援課・指導課・子ども育成課〕

- ・中学校を卒業した後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先や関係機関との連携を行います。
- ・特別支援学校との進路連絡会等の実施を検討します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
-----	--------	------	-----	-----	-----	-----

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

35	進路先・関係機関との連携	継続	→			
----	--------------	----	---	--	--	--

◆ 取組項目13 特別支援教育に関わる関係機関との連携

(1) 特別支援教育連絡会の開催 36

〔担当：教育支援課〕

- ・教育委員会だけでなく市内の障害者福祉や健康担当課と連携しつつ、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等とのネットワークをさらに整備します。
- ・定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる協議を行います。

(2) 子ども家庭支援センターとの連携 37

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・子ども家庭支援センターとの定期的な打合せ、ケース会議を実施するなど、教育相談と家庭支援の連携の強化を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業と就学相談の連携体制を維持しつつ、さらなる連携の仕組みの構築を検討します。1※再掲

(3) その他の関係機関との連携 38

〔担当：教育支援課・障害福祉課・子ども育成課〕

- ・NPO法人等の支援団体や放課後等デイサービス事業者等との連携について検討します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
36	特別支援教育連絡会の開催	充実	→			
37	子ども家庭支援センターとの連携	継続	→			
38	その他の関係機関との連携	検討	実施	→		

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

交流及び共同学習の推進や副籍制度の実施により、学校における特別支援教育の理解を進めるとともに、講演会等を通して市民等に対し、障害や特別支援教育に関する理解啓発を図ります。

◆ **取組項目14 交流及び共同学習の推進**

(1) **交流及び共同学習の推進 39**

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・各学校の実態に応じて内容の充実を図り実施していきます。
- ・取り組みの中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的に情報発信を行っていきます。
- ・学校における様々な学習場面を通して、特別支援教育について児童・生徒の理解を深めていきます。
- ・各学校の実態に応じて「交流及び共同学習」の年間指導計画の作成支援を行います。

(2) **個別指導計画に基づく交流及び共同学習の推進 40**

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級の児童・生徒の実態に応じて、保護者の了解のもと交流及び共同学習の目標を個別指導計画に位置付け、計画的な活動の実施を推進します。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
39	交流及び共同学習の推進	充実	→			
40	個別指導計画に基づく交流及び共同学習の推進	実施	→			

◆ **取組項目15 副籍制度の実施**

(1) **副籍制度の実施 41**

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・就学相談において副籍制度の周知を進め、特別支援学校入学後、より早期からの交流が行えるようにします。
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて実施します。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的に情報発信を行い、内容の充実を図ります。
- ・近隣の特別支援学校との「交流の日（仮称）」の実施について検討します。

第4章 立川市第3次特別支援教育実施計画の施策

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
41	副籍制度の実施	充実	→			

◆ 取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

(1) 特別支援教育講演会の開催 42

〔担当：教育支援課〕

- ・発達障害教育を含む特別支援教育の推進、理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に講演会を開催します。
- ・「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の理解啓発事業と連携し、より効果的な講演会の在り方について検討します。

(2) 特別支援教育の理解啓発の充実 43

〔担当：教育支援課〕

- ・特別支援教育の推進、理解啓発に向けたリーフレットを作成し、活用していきます。
- ・市報やホームページ、立川市教育だより「たっち」において、積極的に情報発信し、特別支援教育の理解啓発を図ります。
- ・校長会等において特別支援教育の定期的な理解啓発を進めます。

No.	具体的な取組	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
42	特別支援教育講演会の開催	継続	→			
43	特別支援教育の理解啓発の充実	充実	→			